

○江東区青少年交流プラザ条例

平成28年10月24日

条例第42号

改正 令和2年条例第5号

江東区青少年センター条例（平成2年12月江東区条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、江東区青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）の設置、管理及び使用料等について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 青少年の自主的活動並びに青少年団体及び指導者の育成等により、青少年の健全育成に寄与するため、青少年交流プラザを次のとおり設置する。

名称

位置

江東区青少年交流プラザ

東京都江東区亀戸七丁目41番16号

（事業）

第3条 青少年交流プラザは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) 青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年の活動及び指導に関すること。
- (4) 青少年指導者の養成及び研修に関すること。
- (5) 青少年団体及び指導者の交流に関すること。
- (6) 青少年情報及び相談に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（施設）

第4条 青少年交流プラザには、次の施設を設ける。

- (1) レクホール
- (2) 多目的ルームA
- (3) 多目的ルームB
- (4) 多目的ルームC

- (5) セミナールームA
- (6) セミナールームB
- (7) 音楽スタジオ

(開館時間)

第5条 青少年交流プラザの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 青少年交流プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 年始（1月1日から同月3日までをいう。）
- (3) 年末（12月29日から同月31日までをいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に臨時に開館することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 青少年交流プラザの管理は、指定管理者に行わせる。

- 2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。
  - (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 青少年交流プラザの施設の利用に関すること。
  - (3) 青少年交流プラザの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用の承認)

第8条 青少年交流プラザの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、利用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

る。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しない。

- (1) 青少年の健全育成を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 公安を害し風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(転用の禁止)

第9条 前条の規定により利用の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、承認を得た目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(施設の変更等の禁止)

第10条 利用者は、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は施設備付特殊器具を用途目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料等)

第11条 青少年交流プラザの使用料は、別表のとおりとする。

- 2 施設備付特殊器具の利用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 利用者は、利用の承認を得たときに第1項の使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 青少年団体等が利用する場合は、第1項の使用料は無料とする。

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める割合の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が公益目的のために利用するとき。 免除
- (2) 成人団体が利用するとき。 2分の1
- (3) 障害者団体が利用するとき。 2分の1
- (4) 官公署又は公益団体が自ら公益目的のために利用するとき。 2分の1

2 前項の規定による減額後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り捨てる。

- 3 第1項に規定するもののほか、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的又は第8条第2項に規定する利用条件に違反したとき。
- (2) 第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに利用した施設を原状に回復して返還しなければならない。前条の規定により、利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときもまた同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設の利用に際し、施設及び施設備付特殊器具等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認する使用料の減額について適用し、施行日前に承認した使用料の減額については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定に基づく使用料は、施行日以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新条例の規定に基づく江東区青少年交流プラザの利用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

（令2条例5・全改）

施設	区分	午前	午後1	午後2	夜間
		(9時から 12時まで)	(12時3 0分から1 5時まで)	(15時3 0分から1 8時まで)	(18時3 0分から2 2時まで)
レクホール	平日	3,700円	4,650円	4,650円	9,350円
	土曜日、日曜 日及び休日	4,550円	5,750円	5,750円	11,250 円

多目的ルームA		1,550円	2,000円	2,000円	3,950円
多目的ルームB		1,800円	2,250円	2,250円	4,550円
多目的ルームC		1,300円	1,550円	1,550円	3,200円
セミナールームA		800円	1,050円	1,050円	2,250円
セミナールームB		1,300円	1,800円	1,800円	3,600円
音楽スタジオ		2時間につき1,000円			

#### 備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 午前、午後1、午後2又は夜間を引き続き利用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 4 音楽スタジオの利用時間の区分は、9時から11時まで、11時30分から13時30分まで、14時から16時まで、16時30分から18時30分まで、19時から21時までとする。
- 5 音楽スタジオの利用については、1日4時間（連続して利用する場合は、中間時間を含む4時間30分）を限度とする。

## ○江東区青少年交流プラザ条例施行規則

平成28年12月22日

教育委員会規則第21号

改正 令和2年教育委員会規則第16号

江東区青少年センター条例施行規則（平成3年4月江東区教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第8条又は第10条ただし書の規定により、施設若しくは施設備付特殊器具を利用し、又は施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えようとする者は、江東区青少年交流プラザ施設利用申請書・使用料減額免除申請書（別記第1号様式）を条例第7条の規定により指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、江東区青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）に登録された青少年団体及び成人団体にあつては利用期日の属する月の2月前の初日、その他の団体にあつてはその翌日（以下これらを「受付日」という。）から行うことができる。

3 前項の受付日が休館日に当たるときは、その翌日から受け付けるものとする。

（利用の承認）

第3条 利用の承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があつた場合は、抽せんで決める。

2 指定管理者は、利用の承認をしたときは、江東区青少年交流プラザ施設利用承認書（別記第2号様式）を申請者に交付する。

3 前項の規定により利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、施設を利用する際に江東区青少年交流プラザ施設利用承認書を指定管理者に提出しなければならない。

(特殊器具利用料)

第4条 条例第11条第2項の規定による施設備付特殊器具の利用料は、別表のとおりとする。

2 利用者は、施設備付特殊器具を利用する当日に前項の利用料を納入しなければならない。

(使用料の減免申請)

第5条 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条の規定による利用の申請の際に、江東区青少年交流プラザ施設利用申請書・使用料減額免除申請書を江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(令2(教)規則16・一部改正)

(使用料の還付)

第6条 条例第13条ただし書に規定する使用料の還付は、次に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の責任でない事情により利用できなくなったとき。 全額
- (2) 教育委員会又は指定管理者の都合により利用の承認を取り消したとき。 全額
- (3) 利用期日の14日前までに利用の承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の事情があると認めるとき。 全額
- (4) 利用期日の7日前までに利用の承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の事情があると認めるとき。 2分の1相当額

2 前項の規定にかかわらず、利用者から利用期日の前日までに利用の承認の取消しの申出があった場合で、教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料の全額を還付することができる。

3 既納の使用料の還付を受けようとする者は、江東区青少年交流プラザ施設使用料還付申請書（別記第3号様式）に江東区青少年交流プラザ施設利用承認書及び領収書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(利用の取消し等の通知)

第7条 指定管理者は、条例第14条の規定により利用の承認を取り消し、又

は利用を制限し、若しくは停止するときは、江東区青少年交流プラザ施設利用承認取消等通知書（別記第4号様式）により利用者に通知する。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用者等の義務）

第8条 利用者及び施設の入場者は、利用及び入場について、青少年交流プラザの職員の指示に従わなければならない。

（運営委員会）

第9条 青少年交流プラザの適正かつ円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命するものとし、任期は2年とする。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、江東区教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年（教）規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

種別		区分	利用料	備考
1	音響設備	1回	1,000円	マイクロホン 2本付
2	照明設備	1回	1,000円	
3	スポットライト	1回	200円	
4	ピアノ	1回	500円	アップライト
5	プロジェクター一式	1回	300円	
6	ワイヤレスアンプ	1回	200円	
7	CD等プレーヤー	1回	200円	
8	持込照明、音響等器具	1kWにつき1	100円	

		回		
9	可動式ビデオセット	1回	700円	
10	ミキサーアンプ	1回	300円	
11	ギターアンプ	1回	100円	
12	ベースアンプ	1回	100円	
13	ミキサー	1回	100円	
14	ドラムセット	1回	200円	
15	マイクロホン	1本につき1回	100円	スタンド付
16	シンセサイザー	1回	150円	
17	電子ピアノ	1回	150円	
18	ティンパニ	1回	300円	一式
19	バスドラム	1回	300円	
20	スネアドラム	1回	150円	
21	コントラバス	1回	200円	
22	シンバル	1回	100円	
23	譜面台	1回	50円	
24	シャワー	1基につき1回	300円	

備考 この表による1回とは、午前、午後1、午後2及び夜間を単位とする。

ただし、音楽スタジオでの施設備付特殊器具の利用については、条例別表摘要の欄に掲げる利用時間区分を単位とする。



別記第2号様式(第3条関係)

江東区青少年交流プラザ施設利用承認書

承認第 年 月 日 号

フリガナ		フリガナ		登録No.等			
代表者氏名		団体名					
住所	〒						
利用日の会場責任者名		会場責任者 電話(自宅・会社)	(携帯可)	入場予定人員 名			
利用目的							
看板名							
利用施設				器具利用 特別設備			
備考				有・無 有・無			
利用区分	午前 9:00~12:00	午後1 12:30~15:00	午後2 15:30~18:00	夜間 18:30~22:00	使用料 円	減免額 円	納入金額 円 (10円未満切捨て)
利用日	年 月 日 曜日	音スタ 9:00~11:00	11:30~13:30 14:00~16:00	16:30~18:30 19:00~21:00			
下記の条件を付して承認する。 (指定管理者)					合計額		
<p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当日はこの承認書を窓口に掲示してください。</li> <li>準備、後片付けは利用時間内に行ってください。</li> <li>利用後は原状に回復し、係員に連絡してください。</li> <li>施設等を破損したときは賠償していただきます。</li> <li>既に納めた使用料は、原則として返還いたしません。</li> </ul>					<p>領収書</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>金銭出納員</p> <p>印</p>		

別記第3号様式(第6条関係)

江東区青少年交流プラザ施設使用料還付申請書

年 月 日

江東区教育委員会 殿

下記の理由により使用料の還付を申請します。

申請者	代表者氏名	印	団体名		
	住所	〒		連絡先	( )
利用承認年月日	年 月 日		利用承認番号	第	号
利用施設等					
利用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
	年 月 日 ( ) 午前・午後1・午後2・夜間・全日 音スタ( )				
理由					
取消承認年月日	年 月 日		還付番号	第	号
還付額	既納の使用料	還付割合	還付金		
	円	1/2 ・ 全額	円		

\*太線枠以外は、記入しないでください。

別記第4号様式(第7条関係)

様

第 号  
年 月 日  
印

江東区青少年交流プラザ施設利用承認取消等通知書

年 月 日付承認第 号により承認した施設等の利用について、江東区青少年交流プラザ条例第14条の規定により下記のとおり利用を(取消し・制限・停止)しましたので通知します。

記

1 取消し等の内容

申請者	代表者氏名		団体名	
	住所		連絡先	
	利用承認年月日		利用承認番号	
	利用施設等			
利用日時	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	
	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	
	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	
	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	
	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	
	年 月 日( )	午前・午後1・午後2・夜間・全日	音スタ( )	

2 取消し等の理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区教育委員会に対して審査請求をすることができます。

※ この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 号様式 (第 2 条、第 5 条関係)

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

○江東区青少年交流プラザ運営委員会要綱

平成19年3月30日

18江教生生青第311号

改正 平成21年3月31日20江教生生第2688号

平成29年2月7日28江地青第1029号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区青少年交流プラザ条例施行規則（平成28年12月江東区教育委員会規則第21号）第9条の規定に基づき設置する、江東区青少年交流プラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 青少年交流プラザの運営に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する15名以内の運営委員で構成する。

- (1) 江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号）第7条に規定する指定管理者
- (2) 江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録要綱（平成15年2月5日15江教生生青第390号）第1条に規定する青少年団体及び成人団体に所属する者
- (3) 江東区少年団体連絡協議会、江東区青少年委員会及び江東ジュニアリーグーズクラブに所属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 運営委員は、再任されることができる。

2 補欠により就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営委員会は、地域振興部青少年課長が招集する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、地域振興部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録要綱

平成15年2月5日

江教生生青第390号

改正 平成21年3月31日20江教生生第2688号

平成29年2月7日28江地青第1030号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号。以下「条例」という。）第2条に規定する青少年団体（以下単に「青少年団体」という。）及び条例第12条第1項第2号に規定する成人団体（以下単に「成人団体」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 青少年団体及び成人団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

(1) 継続的かつ計画的な青少年の活動及び青少年の健全育成活動を主たる目的とし、次の行為を行わないこと。

ア 営利を目的とした事業に関する行為

イ 特定の政党の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動

オ その他条例第8条第3項の規定に抵触する行為

(2) 組織及び運営に関し、次の要件を全て満たすこと。

ア 原則として会員が5名以上であって、会員の過半数が区内に在住、在勤又は在学していること。

イ 次の要件に該当すること。

(ア) 青少年団体にあつては、会員の過半数が22歳以下であること又は会員の過半数が35歳以下であつて、かつ、15歳以下の会員を1名以上有し、当該会員を対象とした健全育成の活動を行っていること。

(イ) 成人団体にあつては、会員の過半数が35歳以下であること（青

少年団体を除く。)

ウ 原則として代表者が区内に在住、在勤又は在学していること。

エ 組織及び活動のための規約を有すること。

オ 活動を行うための経理機構を有すること。

カ 江東区青少年交流プラザの事業及び運営に関して協力できること。

(登録の申請)

第3条 青少年団体又は成人団体としての登録を受けようとする団体は、江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、条例第7条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に申請するものとする。

(1) 会員名簿

(2) 規約

(団体の登録)

第4条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては江東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録名簿に登録するとともに江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録カード(別記第2号様式。以下「登録カード」という。)を当該団体に交付し、不適当と認めるものについては教育委員会の承認を得て江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録申請却下通知書(別記第3号様式)により速やかに当該団体に通知する。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、4月2日以降に新たに登録する場合は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第6条 前条に規定する登録の期間の満了後に登録の更新を希望する団体は、江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合においては、第4条の規定を準用する。

(登録の変更)

第7条 第4条（前条において準用する場合を含む。）の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、当該登録の内容に変更があった場合は、江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録変更届（別記第4号様式）により指定管理者に速やかに届け出るものとする。

（登録の取消し）

第8条 指定管理者は、登録団体の規約、活動内容等の変更により、この要綱の基準に適合しないと認めるときは、当該登録を取り消し、江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録取消通知書（別記第5号様式）により当該登録団体に通知する。

2 前項の規定による登録の取消しを受けた団体は、速やかに指定管理者に登録カードを返還しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 江東区青少年センター青少年団体登録要領（平成6年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規程による改正後の江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録要綱の規定に基づく登録の申請その他の必要な準備行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

別記第1号様式(第3条、第6条関係)

江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録申請書

(新規・更新)

(青少年団体・成人団体)

登録NO.

ふりがな		結成年月日
団体名		・
ふりがな		連絡先(自宅・会社・携帯)
代表者名		
代表者住所	〒	
ふりがな		連絡先(自宅・会社・携帯)
連絡責任者名		
連絡責任者住所	〒	
活動内容	1 演劇 2 音楽(バンド以外) 3 学習( ) 4 スポーツ 5 バンド 6 レクリエーション 7 その他( )	
団体紹介		
前年度活動実績	今年度活動予定	
会員数	名	
会員募集	受け付ける	・ 受け付けない
外部からの問合せ	連絡責任者への取り次ぎ	可 ・ 不可
サークル情報	公開の可否	可 ・ 不可
HPアドレス	なし ・ あり( )	

※保護者署名欄		
---------	--	--

\*保護者の欄は、会員全員が小・中・高校生の場合のみ記入してください。

以上のとおり申請します。

年 月 日

(指定管理者) 殿

代表者 \_\_\_\_\_

別記第2号様式(第4条、第6条、第8条関係)

(表)

江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録カード

次の団体を(青少年団体・成人団体)として承認します。

登録NO. \_\_\_\_\_

(団体名)
-------

(活動内容: \_\_\_\_\_ )

代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日

(指定管理者) 印

(裏)

- 1 このカードは、青少年団体又は成人団体として承認された証明となるものです。大切に保管してください。
- 2 施設利用申請の際にカードの提示がない場合は、一般団体の扱いとなります。
- 3 標記の活動内容以外の利用は認められません。
- 4 カードの破損又は紛失したときは、速やかに申し出てください。

別記第3号様式(第4条、第6条関係)

年 月 日

様

(指定管理者) 印

江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった青少年団体等(青少年団体・成人団体)の登録について、下記のとおり登録をしないこととしたので通知します。

記

1 登録をしない理由

別記第4号様式(第7条関係)

江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録変更届  
(青少年団体・成人団体)

登録NO.

団体名	ふりがな			
変更事項	1 団体名 4 規約	2 代表者 5 会員数	3 連絡責任者 6 その他	
		新	旧	
変更事項	1 団体名			
	2 代表者	ふりがな	ふりがな	
		氏名	氏名	
	3 連絡責任者	住所	住所	
		電話 ( )	電話 ( )	
	4 規約	ふりがな	ふりがな	
		氏名	氏名	
	5 会員数	住所	住所	
		電話 ( )	電話 ( )	
	6 その他	別紙のとおり		
		( )名から( )名に変更 会員名簿の訂正のとおり		

以上のとおり変更します。

年 月 日

(指定管理者) 殿

代表者 \_\_\_\_\_

別記第5号様式(第8条関係)

年 月 日

江東区青少年交流プラザ青少年団体等登録取消通知書

殿

(指定管理者) 印

下記の理由により、年 月 日付で登録した青少年団体等(青少年団体・成人団体)の登録を取り消します。

記

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
登録取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

別記第 1 号様式 (第 3 条、第 6 条関係)

別記第 2 号様式 (第 4 条、第 6 条、第 8 条関係)

別記第 3 号様式 (第 4 条、第 6 条関係)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

○江東区青少年交流プラザにおける監視カメラの設置及び運用に関する  
要綱

平成29年3月23日

28江地青第1110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区監視カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成23年1月5日22江総危第479号。以下「ガイドライン」という。）に基づき江東区青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）において監視カメラを設置及び運用するに当たり必要な事項を定め、もって青少年交流プラザの利用者（以下「利用者」という。）の安全を確保するとともに、自己の映像を記録される者の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(管理及び運用の体制)

第3条 監視カメラの適正な設置及び運用を図るため、監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び監視カメラ管理取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理責任者は、地域振興部青少年課長をもって充てる。

3 取扱者は、地域振興部青少年課青少年係長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者及び取扱者は、江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号。以下「条例」という。）を遵守し、監視カメラの設置及び運用についてガイドラインに基づいた適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び取扱者は、所属する職員（以下「所属職員」という。）に対し、監視カメラの不正な使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

3 管理責任者及び取扱者は、監視カメラで撮影した映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 管理責任者、取扱者及び所属職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置の場所等)

第5条 管理責任者は、防犯効果が高いと想定される場所に監視カメラを設置するよう努めるとともに、監視カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整しなければならない。

- 2 管理責任者は、監視カメラの撮影対象区域から見やすい場所に、管理責任者の職名及び監視カメラが設置され、かつ、作動している旨を表示するものとする。
- 3 管理責任者は、監視カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講じるものとする。
- 4 管理責任者は、監視カメラの映像表示装置及び映像記録装置を事務室等の所属職員以外の者の立入りが規制できる場所に設置するものとする。
- 5 管理責任者は、盗難等を防ぐために、映像記録装置を固定された什器類に収納したうえで施錠しなければならない。

(委託に係る措置)

第6条 管理責任者は、監視カメラの保守等に係る業務を、江東区の機関以外の者に委託することができる。この場合において、管理責任者は、委託を受ける者との委託契約等により、条例第12条の規定に基づく個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、取扱者又は前項の規定により委託を受けた者に映像表示装置又は映像記録装置の操作又は保守点検を行わせる場合には、原則として立会いを行うものとする。

(映像等の保存及び破棄)

第7条 映像の保存期間は、記録された日から7日とする。ただし、法令等に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

- 2 映像は、記録時のままの状態で作成し、加工してはならない。
- 3 第1項の規定による保存期間を経過した映像は、上書き等の操作により消

去を行う。

- 4 管理責任者は、記録媒体を廃棄する場合には、破碎等を行うなど、映像が再現不可能になる方法で廃棄のうえ、記録媒体等廃棄確認書（ガイドライン別記第2号様式）により監視カメラ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）に報告するものとする。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第8条 映像及び記録媒体の内容は、条例第15条第2項及び第16条第2項に定める場合のほか、設置目的の範囲を超えて利用し、又は外部提供してはならない。

- 2 管理責任者は、条例第15条第2項及び第16条第2項に定める場合で、映像及び記録媒体を業務の目的を超えて利用し、又は外部提供しようとするときは、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（開示等請求）

第9条 管理責任者は、自己情報に係る映像の開示等請求があったときは、条例の規定に基づく所定の手続を行うものとする。

（苦情処理）

第10条 管理責任者は、青少年交流プラザの監視カメラの設置及び運用について利用者等から苦情を受けたときは、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行ったうえで適切な措置を講じるものとする。

（事故報告）

第11条 管理責任者は、映像の漏えい又は記録媒体の盗難等若しくは紛失その他の事故があった場合は、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

（指定管理者に係る措置）

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に青少年交流プラザの管理を行わせるときは、当該指定管理者との協定等によって、条例第12条の規定に基づく個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、区長は、指定管理者の監視カメラの管理について区と同様の取扱いとなるよう、指定管理者と協定等を締結するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長に協議のうえ地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。